

みんなの声

傍聴者より

議会での傍聴は久しぶりでしたが、機材が一新されモニター表示により、市民の代表者である議員の活動や質問に対する姿勢が自ら見えるようになり、更なる議員一人ひとりの活躍を期待いたします。

傍聴者より

菊川市も色々子どもの貧困に対して考えてくださっていることがわかる大変良い質問と答弁でした。

《皆さまの声をお聴かせください》

「議会のひろば」を読んだ感想や意見をお寄せください。
もれなく菊川市議会特製“きくのんクリアファイル”をプレゼント!!

- メール gikai@city.kikugawa.shizuoka.jp
 - FAX (0537) 35-2116
 - 郵送先 〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地
- ※議会への要望や意見なども受け付けています。



メール送信はこちらのQRコードを読み取ると便利です

議会豆知識

債務負担行為とは

地方自治法第二百一十四条

(債務負担行為)

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかねばならない。

自治体では、予算を適正かつ効率的に管理するために、収入と支出に区切りを設けています。年度始めである4月1日から翌年の3月31日までを「会計年度」と定めています。

予算は基本的にこの会計年度ごとに区分けされ、収支が混ざらないように管理されています。これを「会計年度独立の原則」と言います。この原則に則ると、2年以上にわたる契約をするこ

とができません。しかし、複数年にまたがる契約というのは必ず出てきますので、それに関しては「債務負担行為」という形をとって議会にかけようというのがこの趣旨です。

予算書の後ろに「債務負担行為」という言葉が出てきます。次年度以降の経費支出がある大型の事業などはここで列挙され、何年度から何年度までの事業であるかが記載されています。

もし債務負担行為ができなかったら大規模な工事の契約を何年にも分けて分割して契約しなければなりません。毎年毎年その年度についての工事の契約をすることになります。これではあまりに不合理なので複数年の契約であってもひとつの契約にしようというのが、債務負担行為になります。

